

別紙： 小美玉市税条例第90条(身障者等に対する軽自動車税の減免)の対象となる障害の範囲

障害の区分			障害の級別				
身体障害者手帳	戦病者手帳	視覚	1級から4級までの各級		特別項症から第4項症までの各項目		
		聴覚	2級及び3級		特別項症から第4項症までの各項目		
		平衡機能	3級		特別項症から第4項症までの各項目		
		音声機能(こう頭摘出の場合に限る)	3級		特別項症から第2項症までの各項目		
		上肢不自由	1級及び2級		特別項症から第3項症までの各項目		
		下肢不自由	本人運転	1級から6級までの各級		特別項症から第6項症までの各項目 第1款症から第3款症までの各款症	
			生計同一者または常時介護者の運転	1級から3級までの各級		特別項症から第3項症までの各項目	
		体幹不自由	本人運転	1級から3級までの各級及び5級		特別項症から第6項症までの各項目 第1款症から第3款症までの各款症	
			生計同一者または常時介護者の運転	1級から3級までの各級		特別項症から第4項症までの各項目	
		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢機能		1級及び2級		/
			移動機能	本人運転	1級から6級までの各級		
				生計同一者または常時介護者の運転	1級から3級までの各級		
		心臓機能	1級及び3級		特別項症から第3項症までの各項目		
		じん臓機能	1級及び3級		特別項症から第3項症までの各項目		
		呼吸器機能	1級及び3級		特別項症から第3項症までの各項目		
		ぼうこう又は直腸機能	1級及び3級		特別項症から第3項症までの各項目		
		小腸機能	1級及び3級		特別項症から第3項症までの各項目		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能			1級から3級までの各級		/		
肝臓機能障害			1級から3級までの各級		/		
療育手帳			重度(A(A))				
精神障害者手帳			1級				